別記第八十四号様式を次のように改める。

別記第八十四号様式（第六十一条関係）

日本国政府法務省

番　号

年　　月　　日

手　数　料　納　付　書

印紙

法　務　大　臣
出入国在留管理庁長官　殿

金　　円也（￥　　）

出入国管理及び難民認定法第67条，第67条の2又は第68条の規定により，

上記金額を
1　在留資格の変更許可
2　在留期間の更新許可
3　永住許可
4　再入国（一回限り・数次有効）の許可
5　特定登録者カードの交付
6　特定登録者カードの再交付
7　就労資格証明書の交付
8　在留カードの再交付
9　難民旅行証明書の交付
手数料として納付いたします。

納付者氏名

記　名

（注）用紙の大きさは，日本産業規格A列4番とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年三月十六日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条　旧規則に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新規則に規定する相当様式の書面とみなす。